

2023年5月10日改定

株式取扱規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 日清食品ホールディングス株式会社（以下「当会社」という。）の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主提案権その他株主権行使の手続きについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は株主が振替口座を開設している証券会社、銀行、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づき株式取扱規則（以下「この規則」という。）の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3. 株主名簿は、機構が指定する文字、記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第4条 株主名簿に記載される者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所等を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届出るものとする。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、証券会社等又は機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当社の定める書式により株主名簿管理人宛に届出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第 5 条 法人である株主等は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選定するか、又は日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届出るものとする。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合、株主等本人からの提出とみなす。

第 3 章 株 主 確 認

(株主確認)

第 10 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求、その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求権を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合は、この限りでない。

2. 当会社に対する株主（次項に定める代理人を含む。）からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。
3. 代理人により請求等をする場合は、株主が署名又は記名押印した委任状その他代理権を証する書面を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
4. 代理人についても本条第 1 項及び第 2 項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求及び異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主参考書類記載)

第13条 株主総会の議案が株主の提案によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当会社が定める分量は、以下のとおりとする。

- ①提案の理由 各議案毎に400字
- ②提案する議案が、役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者毎に200字

2. 株主が会社法第305条第1項の規定による請求をする場合において、同条第4項及び第5項に基づく議案の取扱いは、以下のとおりとする。

- ①株主が提出しようとする議案の数が10を超える場合、原則として、10を超える数に相当することとなる数の議案については、その請求を認めない。
- ②株主が提出しようとする議案の数が10を超える場合、10を超える数に相当することとなる数の議案は、次の各号に定める順序に従って議案を数えることにより、当社の取締役会議長がこれを定める。
 - ア 当該株主が提出しようとする2以上の議案の全部又は一部につき議案相互の優先順位を定めている場合には、当該優先順位に従う。
 - イ 株主が記載している順序に従い、横書きの場合には上から、縦書きの場合には右から数える。
 - ウ 上記アおよびイの定めによっても順序を判断することが困難である場合には、取締役会議長の任意の判断による。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 15 条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき、又はその日が同取引所の休業日にあたる時は、その後、最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取代金とする。

(買取代金の支払)

第 16 条 当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより、買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第 17 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 18 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 19 条 同一日になされたもので、先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第 20 条 買増請求の効力は、買増請求が、株主名簿管理人株式事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第 21 条 買増単価は、買増請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日にあたる時は、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 22 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 23 条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して 10 営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

①3 月 31 日

②9 月 30 日

③その他、機構が定める株主確定日（機構が定める株式等の振替に関する業務規程第 144 条に定める株主確定日のことをいう。）等

2. 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 24 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認、その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 手数料

(手数料)

第 25 条 この規則第 11 条（少数株主権等）において規定する少数株主権等の行使の場合における手数料は、別途定めるものとし、これ以外の手数料は無料とする。

2. 株主等が証券会社等、又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 7 章 総株主通知等の請求

(当会社による総株主通知の請求)

第 26 条 当会社は、以下に定める場合のほか、正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に請求することができる。

①当会社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき、株主等に対して通知するために必要があるとき

②当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき

- ③当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施、その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき
- ④上場廃止、免許取消し、その他当会社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
- ⑤取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき

(当会社による情報提供請求権の行使)

第 27 条 当会社は、以下に定める場合のほか、正当な理由がある場合には、証券会社等又は機構に対して、振替法第 277 条に規定する請求を行うことができる。

- ①株主等の同意があるとき
- ②株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき
- ③株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき
- ④当会社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を公表し、又は官公署若しくは証券取引所に提供するために必要があるとき
- ⑤上場廃止、免許取消し、その他当会社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
- ⑥特定の者が株主として請求等をしようとする旨を当会社が認知したとき

(改定)

第 28 条 本規則の変更は、取締役会の決議によるものとする。

沿革

1. 1991 年 10 月 1 日改定
2. 1992 年 6 月 27 日改定
3. 1997 年 6 月 27 日改定
4. 1999 年 10 月 1 日改定、第 23 条は、1999 年 8 月 2 日実施
5. 2000 年 10 月 1 日改定、第 5 条、第 13 条は、2000 年 4 月 1 日実施
6. 2001 年 10 月 1 日改定、第 2 条は、2001 年 11 月 26 日実施
7. 2002 年 6 月 27 日改定、第 1 条は、2002 年 6 月 17 日実施、第 3 条は、2002 年 4 月 1 日実施、第 29 条は、2001 年 11 月 1 日実施
8. 2003 年 3 月 12 日改定、第 3 条、第 21 条から第 26 条まで、第 7 章（喪失による株券の再発行）第 27 条から第 30 条まで及び第 31 条から第 35 条までは、2003 年 4 月 1 日実施
9. 2003 年 6 月 30 日改定
10. 2004 年 6 月 29 日改定、第 43 条は、2004 年 4 月 1 日実施
11. 2006 年 8 月 7 日改定
12. 2007 年 3 月 5 日改定
13. 2008 年 10 月 1 日改定
14. 2008 年 12 月 3 日改定、2009 年 1 月 5 日実施

15. 2013 年 12 月 24 日改定
16. 2021 年 3 月 3 日改定
17. 2022 年 8 月 4 日改定
18. 2023 年 5 月 10 日改定、第 2 条は 2023 年 6 月 29 日実施